

第5期赤穂市障がい福祉計画・第1期赤穂市障がい児福祉計画 進捗管理 (PDCA) シート

国保連等の実績値による (4月~3月利用分)

資料 1

計画
[Plan]

実行
[Do]

評価
[Check]

改善
[Act]

【成果目標】

	基準値 見込設定	平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
福祉施設の入所者の地域生活への移行	62人 (H28) (累計)	2人	3人	150.0%	4人	3人	75.0%	6人		0.0%
福祉施設の入所者の地域生活への移行	基準値の9%移行	3.2%	4.8%		6.5%	4.8%		9.7%		
施設入所者数	62人 (H28) 基準値より2%削減	61人 1.6%	62人 0.0%	0.0%	60人 3.2%	64人 -3.2%	-100.0%	59人 4.8%		
地域生活支援拠点等の整備		設置	設置	100.0%	設置	設置	100.0%	設置		
福祉施設から一般就労への移行										
一般就労目標数	9人 (H28年度) 基準値の1.5倍	11人	10人	90.9%	12人	9人	75.0%	14人		
就労移行支援事業利用者数	7人 (H28年度末) 2割以上増加	8人	8人	100.0%	8人	9人	112.5%	9人		
就労移行率3割以上の事業所数	3か所 (R2年度事業所数) 全体の5割以上	2か所	1か所	50.0%	2か所	1か所	50.0%	2か所		

【活動指標：障害福祉サービス等】

		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
訪問系	居宅介護 [時間分/月]	780	660	84.6%	780	722	92.6%	780		
	[人分/月]	50	47	94.0%	50	51	102.0%	50		
	重度訪問介護 [時間分/月]	10	17	170.0%	20	21	105.0%	20		
	[人分/月]	1	1	100.0%	2	1	50.0%	2		
	同行援護 [時間分/月]	794	650	81.9%	800	664	83.0%	809		
	[人分/月]	24	21	87.5%	24	20	83.3%	24		
	行動援護 [時間分/月]	90	69	76.7%	90	63	70.0%	90		
	[人分/月]	4	4	100.0%	4	4	100.0%	4		
	重度障害者等 包括支援 [時間分/月]	0	0	-	0	0	-	0		
	[人分/月]	0	0	-	0	0	-	0		
日中活動系	生活介護 [人日分/月]	2,255	2,217	98.3%	2,337	2,161	92.5%	2,375		
	[人分/月]	118	120	101.7%	123	117	95.1%	125		
	自立訓練 (機能訓練) [人日分/月]	7	0	0.0%	7	0	0.0%	7		
	[人分/月]	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1		
	自立訓練 (生活訓練) [人日分/月]	10	0	0.0%	10	0	0.0%	10		
	[人分/月]	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1		
	就労移行支援 [人日分/月]	130	134	103.1%	130	154	118.5%	130		
	[人分/月]	9	9	100.0%	9	9	100.0%	9		
	就労継続支援 A型 [人日分/月]	1,020	1,033	101.3%	1,060	1,054	99.4%	1,140		
	[人分/月]	51	50	98.0%	53	51	96.2%	57		
	就労継続支援 B型 [人日分/月]	1,920	2,006	104.5%	1,936	2,090	108.0%	2,000		
	[人分/月]	120	128	106.7%	121	131	108.3%	125		
	就労定着支援 [人分/月]	3	1	33.3%	4	1	25.0%	5		
	療養介護 [人分/月]	8	9	112.5%	8	10	125.0%	8		
	短期入所 [人日分/月]	144	149	103.5%	144	188	130.6%	156		
[人分/月]	20	25	125.0%	20	24	120.0%	22			
居住系	自立生活援助 [人分/月]	0	0	-	1	0	0.0%	2		
	共同生活援助 [人分/月]	45	43	95.6%	45	42	93.3%	50		
	施設入所支援 [人分/月]	60	62	103.3%	60	63	105.0%	60		
相談支援	計画相談支援 [人分/月]	58	67	115.5%	60	94	156.7%	62		
	地域移行支援 [人分/月]	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1		
	地域定着支援 [人分/月]	0	0	-	1	0	0.0%	1		
障害児通所	児童発達支援 [人日分/月]	635	667	105.0%	711	661	93.0%	786		
	[人分/月]	84	102	121.4%	94	114	121.3%	104		
	医療型児童発達支援 [人日分/月]	0	0	-	0	0	-	10		
	[人分/月]	0	0	-	0	0	-	1		
	放課後等 デイサービス [人日分/月]	610	500	82.0%	663	772	116.4%	696		
	[人分/月]	57	61	107.0%	62	76	122.6%	65		
	保育所等 [人日分/月]	1	5	500.0%	1	14	1400.0%	1		
	訪問支援 [人分/月]	1	1	100.0%	1	3	300.0%	1		
	居宅訪問型 児童発達支援 [人日分/月]	0	0	-	0	0	-	0		
[人分/月]	0	0	-	0	0	-	0			
障害児相談支援 [人分/月]	20	15	75.0%	20	42	210.0%	25			
医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置 [人]	0	0	-	0	0	-	1			

【当該年度の評価】

【障害福祉サービス等】
計画に対する計画比が100%以下のサービスは、重度訪問介護を除く訪問系サービス、居住系サービスの「共同生活援助」、日中活動系サービスの「生活介護」等である。前期の実績の推移から算出した計画より利用者希望者が少なかったことや、障がいの特性による受け入れ態勢が確保されていないこと等に起因すると思われる。また、相談支援や放課後等デイサービスについては、新規事業所の開設により利用者が大きく伸びている。同行援護など、サービスによっては計画比は低いが必要なサービスもある。
計画に対する計画比が100%以上のサービスは、訪問系サービスの「重度訪問介護」、日中活動系サービスの「就労移行支援」「短期入所支援」、障害児通所系サービスである。就労系サービスについては、社会参加促進の観点から利用者数が増加傾向にある。障害児通所系サービスについては、受け入れ態勢の充実、早期支援への連携体制の強化が図られたことで需要の掘り起こしに繋がったことが主な要因と考えられる。
【地域生活支援事業】
手話言語条例関係について、タブレットによる手話専用ビデオ通話サービスを9月から開始し7名が登録している。また、その他の事業については、おおむね計画どおりに推移しており、基幹相談支援センターの職員が令和2年1月から2名体制となったことにより、さらなる相談支援体制の強化、関係機関との連携が図られた。

【次年度に向けての改善点】

【障害福祉サービス等】
いずれのサービスも前年比増の見込み設定をしていることから、計画比の向上は見込めないサービスがあるが、サービス等利用計画における支給予定量と事業所の受け入れ態勢を鑑みて、必要なサービス量の確保に努める。
特に、就労継続支援、生活介護やグループホーム等について次期障がい福祉計画の策定の際に、適正な見込みの把握と、必要なサービスの地域資源の確保が必要である。
計画相談支援等の不足が懸念されていたところであるが、平成30年度・令和元年度に計画相談支援、障害児相談支援事業所が開設されたことによりセルフプラン利用者の解消につながっているが、サービス利用は年々増加しているため、さらなる体制強化に努める。
【地域生活支援事業】
引き続き、各事業を継続して実施するとともに、障がい者に対する理解促進のための研修・啓発を行っていく。また、基幹相談支援センターを中心として関係機関と連携を図るよう努める。

【協議会等意見】

【基礎情報】

	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
赤穂市人口 (a)	47,612	47,121	
手帳所持者数 (b)	2,554	2,567	
身体障害者	1,779	1,761	
知的障害者	509	531	
精神障害者	266	275	
障害者率 (c=b/a)	5.4%	5.4%	

【第5期計画策定の基本方針と検討課題】

- 【基本方針】
- 訪問系サービスの保障
 - 希望する障がいのある人への日中活動系サービスの保障
 - グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点の整備
 - 福祉施設から一般就労への移行等の推進
 - 相談支援体制の充実
 - 障がいのある子どもを支援する体制の確保
- 【検討課題】
- 地域生活支援拠点の構築
 - 地域資源の連携
 - 必要なサービス、受け入れ態勢の確保
 - 障がいのある高齢者への支援
 - 障害者就労施設への受注機会の拡大
 - 障がいのある人への理解促進

【活動指標：地域生活支援事業】

		平成30年度			令和元年度			令和2年度		
		計画	実績	計画比	計画	実績	計画比	計画	実績	計画比
理解促進研修・啓発 [市町]	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%	実施			
自発的活動支援 [市町]	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%	実施			
障害者相談支援 [箇所]	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1			
基幹相談支援センター [市町]	設置	設置	100.0%	設置	設置	100.0%	設置			
住宅入居等支援 [市町]	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%	実施			
成年後見制度利用支援 (利用者数) [人]	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1			
成年後見制度法人後見支援 [市町]	実施	未実施	0.0%	実施	未実施	0.0%	実施			
手話通訳者・要約筆記者派遣 [件]	130	110	84.6%	135	92	68.1%	141			
手話通訳者設置 [人]	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1			
手話奉仕員養成研修 (修了者数) [人]	17	16	94.1%	17	0	0.0%	17			
日常生活用具給付等 [件/年]	645	553	85.7%	668	608	91.0%	697			
介護・訓練支援用具	2	3	150.0%	2	2	100.0%	2			
自立支援支援用具	6	5	83.3%	6	4	66.7%	6			
在宅療養等支援用具	12	10	83.3%	12	11	91.7%	13			
情報・意思疎通支援用具	10	10	100.0%	12	7	58.3%	14			
排泄管理支援用具	610	525	86.1%	630	584	92.7%	655			
住宅生活動作補助用具	5	0	0.0%	6	0	0.0%	7			
移動支援事業 [人/年]	35	41	117.1%	36	38	105.6%	37			
[時間/年]	1,371	2,142	156.2%	1,402	2,223	158.6%	1,434			
地域活動支援センター [実施箇所]	2	2	100.0%	2	0	0.0%	2			
[人/年]	105	94	89.5%	110	94	85.5%	115			
日中一時支援 [人/月]	33	28	84.8%	36	23	63.9%	39			
[延回数/年]	1,323	1,067	80.7%	1,449	951	65.6%	1,575			
点字・声の広報等発行	実施	実施	100.0%	実施	実施	100.0%	実施			
訪問型歩行訓練 [人]	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1			
訪問入浴サービス [人]	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1			

【参考】活動指標(障害福祉サービス等・地域生活支援事業)にかかるサービス概要

(1)障害福祉サービス等

令和2年3月末現在

サービス名		サービス内容	受給者 証数(人)	市内事業所
訪問系	居宅介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯及び清掃等の家事ならびに生活等に関する相談及び助言を行う。	87	赤穂市社協 伯鳳会在宅えにし
	重度訪問介護	居宅において入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護等を総合的に行う。	1	赤穂市社協 伯鳳会在宅えにし
	同行援護	視覚障がいのある人につき、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読も含む)、移動の援護等の支援を行う。	26	赤穂市社協
	行動援護	行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時の移動中の支援を行う。	8	—
	重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする複数の障害福祉サービスの提供を包括的に行う。	0	—
日中活動系	生活介護	障害者支援施設等で、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供、身体機能及び生活能力の向上のため必要な援助を行う。	128	精華園 はくほう わかば園 ピアサポート兵庫
	自立訓練(機能訓練)	障害者支援施設や自宅等において、一定期間、身体的リハビリ、生活に関する相談・助言等、必要な支援を行う。	0	—
	自立訓練(生活訓練)	障害者支援施設や自宅等において、一定期間、自立した日常生活に必要な訓練、生活等に関する相談・助言等、必要な支援を行う。	0	—
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、職場実習等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上等のために必要な訓練を行う。	13	精華園 さくら園 SORA
	就労継続支援A型	雇用契約に基づく就労機会の提供とともに、一般就労に必要な知識・能力の向上等に必要な支援を行う。	60	げんぶ フロンティア はくほう
	就労継続支援B型	一定の賃金水準のもとで、就労や生産活動等の機会を提供し、知識・能力の向上等に必要な支援を行う。	149	精華園やまびこ寮 精華園有年 みのり大地 SORA わかば園 さくら園 ワーキング西播磨 ピアサポート兵庫
	就労定着支援	障がいのある人の就労や、就労に伴って生じている生活面での課題を解決し、長く働き続けるよう支援を行う。	1	—
療養介護	医療機関等で、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行う。	10	—	
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病等の理由により、障害者支援施設等に短期間の入所を必要とする障がいのある人につき、当該施設に短期間の入所をし、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。	88	精華園 ぷくぷくほーむ	
居住系	共同生活援助	共同生活を営むべき住居に入居している障がいのある人につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行う。	46	精華園 涼風荘
	施設入所支援	施設に入所する障がいのある人につき、主に夜間に入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。	64	精華園
相談支援	計画相談支援	支給決定時のサービス等利用計画の作成(サービス利用支援)及び支給決定後の見直し(継続サービス利用支援)を行う。	404	精華園 さんぼみち 赤穂市社協 ぱいろっと
	地域移行支援	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。	1	さんぼみち
	地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行う。	1	—
障害児通所	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。	141	あしたば園 ふうり・風音
	放課後等デイサービス	生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。	75	精華園 てくてく・はくほう 風音 きつと・もつと・みらい 木のおうち
	保育所等訪問支援	保育所等において集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	8	—
	居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅において日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のための訓練等を行う。	0	—
	障害児相談支援	支給決定時の障害児支援利用計画の作成及び支給決定後の見直しを行う。	213	精華園 七色こんぺいとう ぱいろっと

(2) 地域生活支援事業

事業名	サービス内容
①理解促進研修・啓発事業	市が実施する地域住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業
②自発的活動支援事業	障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
③相談支援事業	
・障害者相談支援	障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他権利擁護のために必要な援助を行う
・基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として相談等の業務を総合的に行う。
・相談支援機能強化	特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置し相談支援機能の強化を図る。
・住宅入居等支援	一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う。
④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を支援することにより障がいのある人の権利擁護を図る。
⑤成年後見制度法人後見支援事業	後見等の業務を適正に行うことができる法人等を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで障がいのある人の権利擁護を図る。
⑥意思疎通支援事業	
・手話通訳者設置	手話通訳者を設置する。
・手話通訳者・要約筆記者派遣	意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に手話通訳、要約筆記等の方法により意思疎通の円滑化を図る。
⑦手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕委員を養成研修する。
⑧日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、必要な要具を給付する。
⑨移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出の支援を行うことにより社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。
⑩地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化させる。
⑪日中一時支援事業	家族の就労支援及び家族の一時的な休息のための日中活動の場を確保する。
⑫点字・声の広報等発行	点訳音声訳その他分かりやすい方法により広報や事業の、生活情報の紹介を必要に応じて提供する。
⑬訪問型歩行訓練	視覚障がいのある人が日常生活圏において単独歩行できるよう、歩行訓練士を派遣する。
⑭訪問入浴サービス	居宅での入浴が困難な重度の身体障がいのある方の方へ、居宅へ訪問による入浴サービスを提供する。